

令和5年11月20日 開 会

令和5年11月20日 閉 会

令和5年11月 臨時会

川南町議会会議録

川南町議会事務局

目 次

第1号 (11月20日)

告 示	1
応招議員・不応招議員	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	3
開 会	4
諸般の報告・会期の決定について・会議録署名議員の指名について	4
議案上程・議案質疑(報告第6号 専決処分の報告について)	4
議案上程・議案質疑(報告第7号 専決処分の報告について)	6
議案上程・提案理由説明・議案質疑(議案第56号)	7
議案上程・提案理由説明・議案質疑(議案第57号)	9
議案上程・提案理由説明・議案質疑(議案第58号)	9
討論・採決(議案第56号)	12
討論・採決(議案第57号)	12
討論・採決(議案第58号)	13
議案上程・提案理由説明・採決(同意第16号)	13
議員派遣の件について	14
議会運営委員会の閉会中の所掌事務継続調査の件について	14
閉 会	14

川南町告示第148号

令和5年第3回(11月)川南町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和5年11月15日

川南町長 東 高 士

1 期日 令和5年11月20日

2 場所 川南町議会議事堂

○ 応招議員(13名)

1番	乙津 弘子 君	2番	内藤 逸子 君
3番	蓑原 敏朗 君	4番	田中 宏政 君
5番	河野 禎明 君	6番	児玉 助壽 君
7番	中村 昭人 君	8番	米田 正直 君
9番	中瀬 修 君	10番	小嶋 貴子 君
11番	三原 明美 君	12番	徳弘美津子 君
13番	河野 浩一 君		

○ 不応招議員(なし)

令和5年第3回(11月)川南町議会臨時会会議録

令和5年11月20日 (月曜日)

本日の会議に付した事件

令和5年11月20日 午前9時00分開会

- 日程第1 諸般の報告について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 会議録署名議員の指名について
- 日程第4 報告第6号 専決処分の報告について
- 日程第5 報告第7号 専決処分の報告について
- 日程第6 議案第56号 川南町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第57号 川南町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例及び川南町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第58号 令和5年度川南町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第9 同意第16号 教育長の任命について
- 日程第10 議員派遣の件について
- 日程第11 議会運営委員会の閉会中の所掌事務継続調査の件について

出席議員(13名)

1番 乙津 弘子 君	2番 内藤 逸子 君
3番 蓑原 敏朗 君	4番 田中 宏政 君
5番 河野 禎明 君	6番 児玉 助壽 君
7番 中村 昭人 君	8番 米田 正直 君
9番 中瀬 修 君	10番 小嶋 貴子 君
11番 三原 明美 君	12番 徳弘 美津子 君
13番 河野 浩一 君	

事務局出席職員職氏名

事務局長 新倉 好雄 君 書記 大塚 隆美 君

説明のために出席した者の職氏名

町長	東 高 士 君	副町長	河野 秀二 君
教育長 職務代理者	川添 健一 君	会計管理者・ 会計課長	山本 博 君
総務課長	小嶋 哲也 君	まちづくり課長	甲斐 玲 君
財政課長	川崎 紀朗 君	税務課長	米田 政彦 君
町民健康課長	谷 講 平 君	福祉課長	渡邊 寿美 君
環境課長	河野 英樹 君	産業推進課長	河野 賢二 君
農地課長補佐	今井 孝洋 君	建設課長	黒木 誠一 君
上下水道課長	大塚 祥一 君	教育課長	三好 益夫 君
代表監査委員	永 友 靖 君		

午前9時00分開会

○議長（河野 浩一君） おはようございます。

ただいまから令和5年第3回川南町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

申し上げます。携帯電話は電源を切るかマナーモードにするようお願いいたします。

日程第1、諸般の報告を行います。

前回の議会から本日までの主な事柄については、お手元にお配りしてある別紙のとおりであります。

なお、定期監査並びに例月現金出納検査の結果についての報告は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

以上で報告を終わります。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間とすることに決定しました。

日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

本議会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、中瀬 修君及び小嶋 貴子君を指名します。

日程第4、報告第6号専決処分の報告についてを議題とします。

朗読は省略します。

本件について、提出者の報告を求めます。

○町長（東 高士君） 皆さんおはようございます。

報告第6号は、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行ったもので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

内容に関しましては、専決処分書にありますとおり、令和5年9月26日に川南小学校のグラウンドの草刈り作業を教育課の職員数名で刈払機及び乗用草刈り機を使用して行っていたところ、職員の1人が乗用草刈り機で小石を弾き、隣接する住宅の窓ガラス及び網戸を破損させたものであります。損害賠償金は2万6752円で、町が窓ガラス及び網戸の修理費用に修理業者に支払うものです。

以上で報告を終わります。

○議長（河野 浩一君） 以上で、提出者の報告を終わります。

ただいまの報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議員（児玉 助壽君） この提案理由の説明によりますと、不可抗力による事故による損害賠償、そんなふうに書いてありますが、現在今、私ども県道やら国道の草刈り除草作業を見とってですね、小石が飛び散らんごつ道路で立って網戸を張って安全対策を取って草を刈りよるわけですが、それはもう安全対策の義務があるであろうと思うわけですが法律上、そういう義務を怠った事故の場合でも不可抗力と認めるのかなと思ったわけですが、その点は先ほど臨時議会であって専決処分したわけですがよ。職員の納付義務を怠ったやつですね、なんもかんもそういうふうになってしまいよったらですね、予算は町民のものでありますから、町民に損害を与えることになるわけですが、やはり次の7号でもボランティアありますけど、通ってきた車にガラスが当たって割れたっちゃうことになっておりますけど、やっぱりその辺のところと、県が今草刈りのときそういう安全対策を取ってしよるとこは、そういうところにあるからじゃねかなと思っとつとやけんですね。やっぱり、その事故が起きないようにですね、安全対策を義務ちゅうもんを、やっぱ怠らないようにするべきじゃないかなと思っとるわけですが、もし、あるいはガラス戸やら網戸だけでよかったけど、人身事故になったら不可抗力であってもですね、もう相当な賠償金額になるわけですから、やっぱりそこへんのところをですね、気をつけていただきたいなと思っておりますが、どうですか町長。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。議員がおっしゃるとおりですね、安全対策というのは十分にとつていかなければならないというふうに考えております。実際この作業においてもですね、数人で行ってってあるんですけど、十分安全対策の方は行いながらやってきたところですよ。ただですね、ちょっと乗用の草刈り機ってというのが、回転刃で草を刈っていく性質があつて。片側からですね、刈った草を吐き出すような構造になっております。これがですねだいぶ注意をしてたんですけど、どうしてもちょっと飛んでしまつてですね、今後どうするかつていうところなんですけど、住宅側にですね、排出孔が向かないようにということで、草刈りの運用をやつていくということで取り組みを行っているところですよ。また人身事故があつておっしゃつたんですけど、学校におきましてはですね、草刈りを行っている時、児童それから先生たちも含めてですけど、近寄らないようにという安全対策をとりながらやっているところですよ。

今後ですね、このような事故が起こらないように十分に注意しながら作業の方を進めていくようにしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（河野 浩一君） 他に質疑はありませんか。

○議員（三原 明美君） 講習とかですねそういう免許とか、そういうのはこれは要らないんですかね。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。

今回ですね取り扱っている機械等についてはですね、特に免許等はないものではありません。ただですね、十分作業についてはですね、作業する技術員もですね、5名いますので、その中でですね、安全対策を取りながらということで運用をさせていただいております。

以上でございます。

○議員（三原 明美君） この想定外に使える保険とかそういうのは入ってらっしゃらないんですか。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質疑にお答えいたします。

保険についてですけど、この機械もですね、通常損害があった場合には保険から支払ってということなんですけど、同様に手続きが取れるものと思って手続きをしたところなんですけど、こちらがですね、突き詰めていきますと車両になるということになって保険がかかってないような状況でした。これをですね、ナンバーの取得、敷地内しか走らないんですけど、ナンバーの取得を行った上でですね、保険の加入というのを今回ですね、進めさせていただいているところです。だから以後はですね、ちゃんと保険でという対応になると思います。

以上でございます。

○議長（河野 浩一君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。

以上で報告を終わります。

日程第5、報告第7号専決処分報告についてを議題とします。

朗読は省略します。

本件について、提出者の報告を求めます。

○町長（東 高士君） 報告第7号は、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

内容につきましては、専決処分書にありますとおり、令和5年9月3日に町有地旧消防機構用地をボランティア活動による草刈り作業中石が飛び、道路走行中の車両の窓ガラスを破損させたものであります。損害賠償金は3万9457円で、本町加入しております損害賠償保険から支払われています。

以上で報告を終わります。

○議長（河野 浩一君） 以上で提出者の報告を終わります。

ただいまの報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で報告を終わります。

日程第6、議案第56号川南町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、日程第7、議案第57号川南町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例及び川南町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、以上2議案を一括議題とします。

朗読は省略します。

本2議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（東 高士君） 議案第56号及び議案第57号までにつきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

議案第56号は、国の人事院勧告に伴い、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律を参考に、川南町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第57号は、一般職の職員の給与改定及び近隣町の支給状況に準じて特別職の職員の給与を改定するものでございます。

以上に2議案、詳細につきましては総務課長に補足説明をさせますので、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（河野 浩一君） 補足説明があればこれを許します。

○総務課長（小嶋 哲也君） 議案第56号及び議案第57号につきまして、その補足説明を申し上げます。

議案第56号は、人事院勧告により、民間給与の格差を埋めるため、国は初任給を始め、若年層に重点を置いて、棒給表の水準を引き上げるとともに、民間の特別給の支給状況等を踏まえ、期末手当及び勤勉手当の支給率を年間で0.1月分引き上げます。この人事院勧告を参考に、地方公務員法で定める均衡の原則に基づき、川南町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するものです。

第1条は、本年12月の期末手当の支給率を100分の120から100分の125に、定年前再任用短時間勤務職員については、100分の67.5から100分の70に引き上げ、勤勉手当の支給率を100分の100を100分の105に、定年前再任用短時間勤務職員については、100分の47.5を100分の50に引き上げて支給するもの及び初任給を最大1万2000円引き上げるなど、若年層に重点を置いた給料表の引き上げ改定をするものです。

第2条は、令和6年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給率を均等とするために改正するものです。

この条例は公布の日から施行し、給料表の改正は、令和5年4月1日から適用し、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行するものです。

次に、議案第57号は、人事院勧告を参考にした一般職の職員の給与改定に伴い、川南町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正及び川南町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正をするものです。

第1条及び第3条につきましては、本年12月の期末手当の支給率を100分の165から100分の175に引き上げて支給するものです。

第2条及び第4条は、一般職の職員に準じ、期末手当の支給割合を均等にするため、100分の170とするものです。

この条例は、第1条及び第3条につきましては、公布の日から施行し、第2条及び第4条の規定は、令和6年4月1日から施行するものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（河野 浩一君） 以上で提案理由の説明並びに補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑は、議案ごとに行います。

議案第56号、川南町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、質疑はありませんか。

○議員（児玉 助壽君） この若年層に重点を置いた給料表の引き上げを改正するものですちありますが、今ちよこつと前まではパートとか臨時職員とかいった弱い立場の職員が今多くおるわけですが、今、何つうかね、会計年度任用職員ちゅうちよつと訳わからん名前になって、この給与の低い人を雇用しておるわけですが、この人たちの給与面の予算措置がこれでできるんですか、お聞きします。

○総務課長（小嶋 哲也君） 児玉議員の御質疑にお答えします。

会計年度任用職員につきましてはということですけども、会計年度任用職員につきましても一般職の職員に準じてですね、改定をする予定になっております。

○議員（児玉 助壽君） 会計年度任用職員の方も、給与が上がるということでありましたので、喜んでおるところであります、やっぱり今の経済状況ではですね、やっぱりああいふ給与所得の低い人が大変な時期になつとるわけですが、ちよつと給与と一緒にあげてもらったらいいなと思っておりましたところでもありますので、そういうふうになるようでありますので、よろしく願いしておきます。

○総務課長（小嶋 哲也君） 会計年度任用職員につきましてもですね、この改正で代わります棒給表の方を参照してですね、行いますので自動的に変わるということになっており

ます。

以上です。

○議長（河野 浩一君） 他に質疑はありませんか。

○議員（内藤 逸子君） 議案56号の川南町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について伺います。

大卒、高卒の初任給は、宮崎県の最低賃金を下回ってはいませんか、質問いたします。

○総務課長（小嶋 哲也君） 内藤議員の御質疑にお答えします。

最低賃金を下回っていないですということですが、最低賃金は下回っておりません。

○議員（内藤 逸子君） 国家公務員の4分の1を占める非常勤職員の賃金は、常勤の職員の半分と言われていますが、川南町では非常勤職員と常勤職員の賃金格差はどうなっていますか。

○総務課長（小嶋 哲也君） ただいまの御質疑にお答えします。非常勤職員という職はないんですけれども、会計年度任用職員ということではありますけれども、その格差はということですが、先ほども申しましたように職員の棒給表を参照しておりますので、その点は問題ないかと思っております。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 男女の賃金格差の是正はされているのでしょうか、伺います。

○総務課長（小嶋 哲也君） ただいまの御質疑にお答えします。

男女の格差はということですが、男女で格差をつけておりませんので問題ありません。

○議長（河野 浩一君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。

失礼しました。

議案第57号川南町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例及び川南町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。

これで議案第57号の質疑を終わります。

日程第8、議案第58号令和5年度川南町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

朗読は省略します。

本議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（東 高士君） 議案第58号につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

この議案は好調に推移しております、ふるさと納税展開事業及び人事院勧告に伴う人件費の予算等を計上するもので、予算の総額に歳入歳出それぞれ20億3647万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ169億1196万3000円とするものでございます。

それでは第一表の歳入から御説明いたします。寄附金は20億円の増額で、ふるさと納税であります。繰入金は3647万の増額で、財政調整基金繰入金であります。

次に、歳出につきまして御説明いたします。議会費66万9000円、総務費のうち、1218万7000円、民生費806万3000円、衛生費189万5000円、農林水産業費546万8000円、商工費26万1000円、土木費178万円、教育費614万7000円の増額につきましては、人事院勧告に伴う職員等の人件費の予算計上でございます。総務費のうち20億円の増額は、ふるさと納税展開事業であります。

以上よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（河野 浩一君） 補足説明があれば、これを許します。

以上で、提案理由の説明並びに補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議員（児玉 助壽君） 今回の歳出については、ふるさと納税展開事業の収入をあてにしておられるようでありますが、来年度、このふるさと納税もですね、地方交付税交付金の算定基準が入ってくるような何になっておりますので、やっぱこのふるさと納税展開事業による収入はですね、そのときのために基金として積み立てて、来年再来年と、そういうふうには活用できるような、方式も必要じゃないかと、そのようなふうには思っておりますが、そこへの交付税、交付の算定基準の変更等に対応できる体制を構築する必要があると思うわけですが、町長としてはどういう考えを持っておられますのか伺います。

○町長（東 高士君） 児玉議員の御質問に対し、お答えをいたします。

的確な回答になるかどうかわかりませんが、ふるさと納税は、今いろいろ総務省の方から、噂と申しますかね、決定事項じゃありませんが、そういういろいろ出ております。交付金を云々というところですね、そういう話は出ておりますが、今のところ私が考えておりますように、いつも、前も言いましたように、ふるさと納税とそれとP L A T Z（ぷらっつ）の基金、この二つでじっくりと足腰の強い行政を作ると、そして10年後ぐらい、10年ないし20年後にきます、社会インフラのその対策にですね、当てていくという形で私は考えております。ただ、そういう基準がきた場合はですね、きたというのは、要するに総務省の方から交付金の減額とかそういうのがきた場合は、そのときにまた考えていきたいというふうに思っています。今のところはこの基金をがっちり、増えるように、給付金をいただけるように、そういう運動を今展開中でございますので、引き続きやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） PLATZ（ぷらっつ）の利益をというふうなことを言っておられましたが、PLATZ（ぷらっつ）は株式の組織でありますから利益が出たら、出資者にそれぞれ配当したらですね、町はどのくらい出資割合のあるけど、100%出資しとるわけではありませぬので、他それぞれの出資者に配当しなければならないので、PLATZ（ぷらっつ）の利益そのものは町に入るといふ考えを持っておられたら、財政運営が厳しくなるんじゃないかなと僕なりに考えておるところであります、そこら辺はどのように考えておられますか。

○副町長（河野 秀二君） 児玉議員の言っておられる内容がいまいち聞き取れなかった部分もあるんですが、PLATZ（ぷらっつ）で出た利益は、出資者 JA、その他ですね、の団体に配当するようにはなっております。また、それと別に町に、9月ですか、2000万円納付がありました。その制度は当面変わらないと思います。ただその2000万の額については、私が聞いている範囲では、将来3000万円の納付ができるように、PLATZ（ぷらっつ）の販売力を、利益を上げたいということ聞いておりますので、今年9月の2000万の額が上がる可能性は今後あるんじゃないかと思っております。

以上で終わります。

○議員（児玉 助壽君） 今年予算を見たら読み上げられた160億の歳入歳出予算でありますから、2000万か3000万円のお金になったら、何ができるかなと考えておるところであります。

○議長（河野 浩一君） 他に質疑はありませんか。返答ですか。

○副町長（河野 秀二君） 児玉議員の御質問に対して、私が受け止めが間違っているかもしれないけれども、PLATZ（ぷらっつ）から出た利益は基金に入るようになってます。それは将来、数十年後にPLATZ（ぷらっつ）の改装等が発生すると思われまますので、そのために基金に入るものですから、それを一般会計の方に持ってくるっていうのは、よほどのことがない限りあり得ないと思っておりますので、その心配は、基金のPLATZ（ぷらっつ）で出た益の基金に関してはですね、別物だというふうに理解しておりますので、そのように御理解していただければというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（河野 浩一君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで議案第58号の質疑を終わります。

しばらく休憩します。

全員、議員控え室に移動願います。

午前9時37分休憩

午前10時15分再開

○議長（河野 浩一君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き会議を続行します。

本会議は臨時会につき、委員会付託は省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議がないようですので、委員会付託は省略し討論採決を行います。

念のため申し上げます。

討論採決は議案ごとに行います。

議案第56号、川南町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第56号について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案第56号川南町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

議案第57号川南町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例及び川南町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員（内藤 逸子君） 議案57号川南町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例及び川南町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、反対討論を行います。

人事院勧告を尊重し、一般公務員の給与の引き上げは賛成です。しかし、物価高騰もあり、総理大臣や閣僚の給与が上がることは賃上げの流れを止めないために必要との政府の姿勢に、国民は怒り心頭です。この30年間、コストカットまた経済を続け、非正規雇用を拡大し、日本を賃金の上がない国にしてきたのは自民党政治そのものです。その反省も示さず、岸田首相は未曾有の物価高騰に国民が苦しんでいるのに、最も望む消費税減税には背を向け、軍拡、増税や社会保障料の負担増を押しつけようとしています。にもかかわらず、首相自ら

の給与を引き上げるなどという政治は国民の理解は得られません。そのことを踏まえ、特別職の職員で常勤の給与に引き上げについては、町民感情を考えると、とても賛成することはできません。

以上、反対討論を終わります。

○議長（河野 浩一君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第57号について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 起立多数 〕

したがって、議案第57号川南町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例及び川南町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

議案第58号令和5年度川南町一般会計補正予算（第4号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第58号について採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案第58号令和5年度川南町一般会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

日程第9、同意第16号教育長の任命についてを議題とします。

朗読は省略します。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（東 高士君） 同意第16号につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

この同意は教育長として、長曾我部 敬一氏を教育長として任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。人格識見ともに優れており、教育長として適任者でありますので、よろしく御同意いた

でございますようお願い申し上げます。

○議長（河野 浩一君） 以上で提案理由の説明を終わります。

本案は人事に関する案件でありますから、質疑討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

これから同意第16号について採決します。

この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立をお願いします。

〔 起立多数 〕

起立多数であります。

したがって、同意第16号教育長の任命については同意することに決定しました。

日程第10、議員派遣の件についてを議題とします。

本件につきましては、川南町議会会議規則第127条の規定により、お手元に配付しました議員派遣のとおり決定をしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付しました議員派遣のとおり決定をいたしました。

日程第11、議会運営委員会の閉会中の所掌事務継続調査の件についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第74条の規定によって閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議がないのでそのように決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで、令和5年第3回川南町議会臨時会を閉会します。

午前10時25分閉会